福山商工会議所所報「商工ふくやま」広告掲載取扱 実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福山商工会議所(以下、「当所」という。)が発行する所報「商工ふくやま」(以下、「所報」という。)に掲載する広告の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 会員サービスの一環として、事業所への販売促進機会の提供、および相互の情報交流の場を提供することで、地域経済の発展へ寄与することを目的とする。

(取扱の範囲)

第3条 広告内容が、次の各号のいずれかに該当するものは掲載の対象としない。

- (1) 法令等に違反するもの、またはその恐れのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの、またはその恐れのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの、またはその恐れのあるもの
- (4) 会員、および消費者に誤解または不利益を与える恐れのあるもの
- (5) その他、広告掲載上不適当な事項があるもの

(取扱の基準)

第4条 前条に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するものはサービスを利用できない。

- (1) 広告の主体、および責任の所在が明確でないもの
- (2) 政治活動、選挙に関するもの
- (3) 政治、および社会問題について主義主張を含むもの
- (4) 風俗営業に類するもの
- (5) 商品先物取引、および貸金業に類するもの
- (6) 公衆に不快の念または危害を加える恐れのあるもの
- (7) 宗教団体による布教推進を目的とするもの、または恐れのあるもの
- (8) 事実でないのに、当所が支持、または推奨、あるいは保証しているかのように誤認される恐れのあるもの
- (9) 当所の記事内容を否定するもの
- (10)所報の品位を損なう恐れのあるもの
- (11)その他、所報の広告として妥当でないと認められるもの

(広告の掲載位置)

第5条 広告の掲載位置は、当所が指定する位置とする。

(広告の掲載期間)

第6条 広告を掲載する期間は、1年間を1単位とし、最高12回掲載することができる。ただし、再掲載は妨 げない。

2. 広告の掲載は、継続広告主を優先とする。

(同意確認および決定)

第7条 広告主は、広告掲載申込書を掲載希望月の前月15日までに当所へ提出する。

2. 前項の申込書を受理したのち、広告主は、広告の原稿を掲載希望月の前月25日までに、写植版下を当所に提出する。

(責任の所在)

第8条 広告の内容に関する責任は、一切広告主に帰属する。

(免責)

第9条 広告利用における情報の詳細や取引に関しては、当事者間で直接連絡交渉するものとし、利用により生じた取引上の問題等について、当所は一切の責任を負わない。

(発行)

第10条 広告を掲載した所報は、原則毎月15日に発行とする。ただし、やむを得ない事情により発行が遅延する場合がある。

(広告掲載料)

第11条 広告掲載料は、次に定める料金とする。

(1) 会員事業所広告掲載料

掲載場所		サイズ	寸 法 (縦×横)cm	年6回未満掲載の 1回当たりの料金 (税込)	年6回以上掲載の 1回当たりの料金 <割引料金〉 (税込)
裏	表 紙	A4 判・1/3・カラー	8.7×17.0	28, 600円	22, 000円
表紙ウラ		A4判・1/3・カラー	8.7×17.0	22, 000円	16, 500円
		A4判・1 ページ・カラー	26.4×17.0	48, 400円	36, 300円
		A4判・1/4・カラー	6.4×17.0	12, 100円	8, 800円
=		A4判・1 ページ・単色	26.4×17.0	35, 200円	26, 400円
記:	事中	A4判•1/2•単色	13.3×17.0	17, 600円	13, 200円
		A4判•1/3•単色	8.7×17.0	11,000円	8, 800円
		A4判•1/4•単色	6.4×17.0	8, 800円	6, 600円

- (2) 非会員事業所における広告掲載料は、前号に定める会員事業所広告掲載料にそれぞれ2倍の料金を加算することとする。
- 2. 当所は特別の事由があると認める時は、前項に定める広告掲載料を減免することができる。

(支払)

第12条 広告主は、所報発行後に前条に規定する広告掲載料を当所が指定する期限内に納入する。